

農業経営収入保険加入促進補助事業について

自然災害による収量減少だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少など、農業者の経営努力だけでは避けられない事態に対応し、農業経営の安定化や営農継続できるよう収入保険制度への加入を促進するため、保険料の一部を補助します。

■対象者

- ア 市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を市内に有する法人
- イ 収入保険(次の内容を満たすもの)の加入契約を締結している者

契約者	保険期間	契約締結最終日
個人	令和6年(2024年) 1月1日~12月31日	令和5年(2023年) 12月28日
法人	令和5年(2023年)4月から 令和6年(2024年)3月まで のいずれかの月から1年間	令和6年(2024年) 1月31日

■対象経費

令和5年度収入保険加入者の保険料及び事務費

■保険金受取りのモデル例について

- 基準収入(過去5年間の平均農業収入) 1,000万円当年収入500万円の場合
 - 1,000万円×90%=900万円(支払ライン) (900万円-500万円)×90%=360万円が保険で支払われます。

■予算措置

農業経営収入保険加入促進補助事業 3,000千円

■その他

補助率:10/10(上限10万円)

環境経済部農務課

問合せ |担当:角田(かくた)

052-603-2211、0562-33-1111 (内線 523)